

ETCカード規約

第1条(法人会員) ETC協同組合(以下「組合」という)に本規約を承認のうえ、入会申込をした法人または非法法人たる団体(以下まとめて「法人」という)のうち、組合が適格と認めた法人を法人会員(以下「会員」という)とします。

第2条(定義) 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装備した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。

第3条(カードの貸与と取扱い) 1.組合は会員に対し、使用者を特定したカードを発行し、貸与します。カードは、会員本人(会員の役員または従業員を含む)以外使用できないものとします。 2.カードの所有権は、組合に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・買入および担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できないものとします。

第4条(カードのご利用) 1.会員および使用者は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、カードを通行料金の支払い手段とすることができます。 2.前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、カードの提示を求められた場合には、これを提示するものとします。

第5条(ETCマイレージ登録) 1.会員へのマイレージポイントの還元の有無に関わらず、ETCマイレージサービスの登録・管理は、組合が行います。 2.前項のETCマイレージサービスの登録の際、組合は、申込のあった会員が保有する車載器情報を使用します。 3.会員は個別にETCマイレージサービスの登録・管理をすることはできないものとします。

第6条(利用限度額) 1.使用者の利用限度額は、使用者が申し出た金額の範囲内で、組合が適当と認めた金額とします。 2.前項の利用限度額は、使用者の信用状態が悪化した場合等組合が必要と認める場合にはこれを減額できるものとします。

第7条(カード利用手数料) 1.会員は、組合に対して所定の年会費・発行手数料を支払うものとします。 2.会員は、組合が行うクレジット会社へのカード利用代金立替保証等に対し、手数料を支払うものとします。なお、支払期日は別途通知するものとし、支払われた手数料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第8条(利用疑義) 組合からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、組合への支払義務は免れないものとします。

第9条(カード利用代金債務等) 会員は、全カードの利用による債務および本規約に基づく一切の債務(以下「カード利用代金債務等」という)について履行の責を負うものとします。

第10条(代金決済) 会員が組合に支払うべきカード利用代金債務等は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。なお、本来の時期に引落がなされなかったカード利用代金債務等については、不定期に再引落を行うことがあります。

第11条(費用の負担) 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的処置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員が負担するものとします。

第12条(退会) 会員が退会をする場合は、全カードを添え、所定の届出用紙により組合に届け出るものとします。なお、この場合、会員は、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

第13条(カード利用のお断りおよび一時停止、会員資格の取消) 1.組合は、会員のカード利用金額、利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては全カードまたは一部のカードの利用をお断りまたは、カードの利用を一時停止することができます。 2.会員が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、組合は、通知・催告などをせずに会員資格を取り消すことができます。 3.会員は、前項により、会員資格を取消された場合、直ちに全カードを組合に返還するものとします。

第14条(期限の利益の喪失) 1.会員は、会員が次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該会員の債務の全額を直ちに支払うものとします。(1)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき (2)差押、仮差押、仮処分の上申でまたは滞納処分を受けたとき (3)破産、民事再生手続開始、会社整理、特別清算、会社再生その他裁判上の倒産処理手続の上申でがあったとき (4)組合に支払うべき債務の履行を遅滞した場合 2.会員は、会員が次のいずれかの事由に該当した場合、組合の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該会員の債務の全額を直ちに支払うものとします。(1)カードの譲渡、賃貸その他組合の所有権を侵害する行為をしたとき (2)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき (3)その他信用状態が悪化したとき (4)会員が会員資格を取り消された場合

第15条(遅延損害金) 会員は、組合に対する支払いを遅滞した場合は支払期日の翌日から支払いの日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年14.6%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第16条(連帯保証人) 連帯保証人は組合に対し、会員の組合に対する立替金債務の支払いにつき会員と連帯して履行の責を負うものとします。

第17条(紛失・盗難) 1.カードが紛失、盗難、詐欺もしくは横領(以下「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は、本規約に基づきその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。 2.会員は、カードが紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を組合に通知し最寄警察署に届け出るとともに、会員は書面による所定の届けを組合に提出するものとします。但し、組合が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることでもできます。 3.会員は、組合所定の紛失・盗難処理手数料を支払うものとします。

第18条(保証金・積立保証金) 1.会員は、組合が必要と認めた場合、保証金を預けるものとします。但し保証金に対して金利は付かないものとします。 2.会員は、組合が必要と認めた場合、積立保証金として毎月の利用料の10%相当額を、会員の利用限度額の3ヶ月相当額に達するまで、毎月の利用料に上乗せして支払うものとします。但し積立保証金に対して金利は付かないものとします。 3.組合は、前項の第1項並びに第2項について、会員が組合に対し債務不履行状態に陥ったときまたは第14条各号の定める事由に該当したとき、会員の組合に対する債務に充当することができるものとします。 4.組合は、前項の充当後、第1項並びに第2項に残金が生じた場合には、組合所定の手続きにより残額を返金とするものとします。

第19条(カードの有効期限) 1.カードの有効期限は、組合が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。 2.有効期限の3ヶ月前までにお申し出がなく、組合が引き続き会員として認める場合には、新しいカードを送付します。この場合、会員は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。 3.カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第20条(届出事項の変更) 1.会員は、組合に届け出た会社名、代表者名、住所、連絡先、代金決済口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく組合宛てに所定の届出用紙により届出るものとします。但し、組合が認めた場合は、電話等で届出ることでもできます。 2.前項の届出がなされていない場合でも、組合は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合、前項の届出があったものとして取扱うことがあります。会員は、本項に基づく組合の取扱いにつき異議を述べないものとします。 3.第1項の届出がないために、組合からの通知又は送付書類その他のものが延着し、または不着となった場合、通常到着すべきときに会員に到着したもの とみなします。但し、前項の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第21条(合意管轄裁判所) 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、小倉簡易裁判所、または、福岡地方裁判所 小倉支部を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第22条(規約の変更、承認) 本規約の変更については組合から変更内容を知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第23条(諸手数料、遅延損害金の利率の変更) 会員および使用者が組合に支払うべき年会費等の諸手数料および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、組合から諸手数料および遅延損害金の利率の変更を会員に通知した後は、変更後の諸手数料および遅延損害金の利率が適用されるものとします。

第24条(免責) 組合は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上での事故および車載器に関する紛議に関し、これを解決し、または損害賠償する責任を一切負わないものとします。

燃料共同購買規約

第1条(目的) 出光リテール販売株式会社の石油カード販売業務委託先である、株式会社未来(以下「当社」という)が適格と認めた法人または非法人たる団体(以下「会員」という)が会員となっているETC協同組合(以下「組合」という)の燃料共同購買事業において、以下の規定により、組合の与信のもとに当社が会員に対して出光リテール販売株式会社が発行する石油購入用カード(以下「石油カード」という)を貸与する方法により、当社が会員に対して商品を継続的に販売することとし、会員は、これを買受けるものとします。

第2条(保証金・積立保証金)1. 会員は、当社が必要と認めた場合、保証金を支払うものとします。但し保証金に対して金利は付かないものとします。 2. 会員は、当社が必要と認めた場合、積立保証金として毎月の利用料の合計額の10%相当額を、会員の利用限度額の3ヶ月相当額に達するまで、毎月の利用料に上乗せして支払うものとします。但し積立保証金に対して金利は付かないものとします。 3. 当社は、前項の第1項並びに第2項について、会員が当社に対し債務不履行状態に陥ったときまたは第8条各号の定める事由に該当したとき、会員の当社に対する債務に充当することができるものとし、 4. 当社は、前項の充当後、第1項並びに第2項に残金が生じた場合には、所定の手続により全額を返金するものとします。

第3条(利用限度額) 1. 使用者の利用限度額は、使用者が申し出た金額の範囲内で、当社が適当と認めた金額とする。 2. 前項の利用限度額は、使用者の信用状態が悪化した場合等当社が必要と認める場合にはこれを減額できるものとします。

第4条(石油カードの発行) 1. 当社は、会員に対して、石油カード申込書記載の会員を使用者に限定し、石油カードを貸与する。 2. 会員は、当社より貸与された石油カードを第三者に貸与もしくは譲渡し、または担保として差し入れることはできないものとします。

第5条(商品の使途) 会員は、本規約に基づき加盟SSIに石油カードを提示して購入したガソリン・軽油・灯油等の商品については、会員の使用車両の燃料にのみ使用し、石油カードを提示して購入したガソリン・軽油・灯油等の商品を会員以外の車両に使用し、もしくは第三者に転売してはならないものとします。

第6条(代金の支払い) 1. 商品の売買取代金及びサービス代金については、会員は当社に対し、毎月末日締め、翌月末日までに、会員指定の銀行口座より当社が指定する収納機関を通じて自動引落しする方法により、上記代金を支払うものとする。なお、本来の時期に引落がなされなかったカード利用代金債務等については、不定期に再引落を行うことがあります。2. 当社は会員に対し、前項の締め日の翌月20日までに、会員宛に上記代金の請求書を送付するものとする。 3. 当社が第1項に定める収納機関を変更する場合には、事前に書面により会員に通知するものとします。

第7条(遅延損害金) 会員が当社に対する支払いを遅滞したときは、会員は当社に対し、約定支払日の翌日から代金の完済の日に至るまで、また期限の利益を喪失した場合には、未払元本金額に対し期限の利益を喪失した日以降最初に到来する約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第8条(期限の利益喪失) 1. 会員について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、当社からの何らの通知、催告を要することなく、会員は、当然に当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに当社に対して支払うものとする。(1)当社に対する債務の支払いを一回でも遅延したとき (2)一回でも手形又は小切手を不渡りとし、もしくは銀行取引停止処分を受けたとき (3)仮差押、仮処分、強制執行、競売などの申立を受けたとき (4)破産、特別清算、民事再生、会社更生の申立を受け、又はこれらの申立をしたとき (5)負債整理のための特定調停の申立もしくは私的整理又は清算に入ったとき (6)解散の決議をしたとき、又は法令により解散とみなされたとき (7)公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受くべき事由を生じたとき (8)監督官庁から営業の停止、あるいは営業許可の取消しを受け、又は営業を休廃止したとき (9)本規約の条項の一つにでも違反したとき (10)業績が悪化し当社及び組合事業への支払いが遅延、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき (11)次のいずれかに該当すると当社が判断したとき ①反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。) ②自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をまたは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしたとき 2. 会員に前項の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、当社および組合は、会員に対して、何らの通知を要することなく、何らの賠償義務ないし補償義務を負うことなく無条件に、石油カードの利用停止の措置をとることができるものとし、会員はこれに異議がないものとします。

第9条(取引停止) 会員に前条第1項各号に該当する事由が生じた場合、当社は石油カードの利用停止措置をとる事ができる。この場合、会員は直ちに石油カードを返還するものとします。

第10条(石油カードの紛失) 1. 会員は、石油カードを紛失したとき、または盗まれたときは、直ちに当社に対してその旨を連絡するものとします。 2. 前項の場合、当社は、速やかに石油カードの利用停止措置をとることができ、会員は、これに異議がないものとします。 3. 会員が石油カードを紛失し、または盗まれた後、第三者によって石油カードが使用された場合であっても、会員は、当社に対する売買取代金債務を免れないものとします。

第11条(連帯保証人) 会員の連帯保証人は、各条項を承認し、石油カード利用から生ずる会員の当社に対する一切の債務の履行につき、会員と連帯して保証するものとします。

第12条(石油カードの返還) 石油カード利用の解除もしくは期間満了により終了した場合には、会員は、当社に対し、直ちに石油カードを返還するものとします。

第13条(専属的管轄裁判所) 会員、会員の連帯保証人は、石油カード利用に関し裁判上の紛争が生じたときは、小倉簡易裁判所、または、福岡地方裁判所 小倉支部を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。